2　特定複合観光施設区域整備推進会議
㈠　特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）の委員の任期は二年とし、非常勤とすることとした。（第二条関係）
㈡　推進会議に、議長を置き、委員の互選により選任することとした。（第三条関係）
㈢　推進会議の議事について所要の規定を整備することとした。（第四条関係）
3　事務局
㈠　本部の事務局（以下単に「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第五条関係）
㈡　事務局に、事務局次長一人を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第六条関係）
㈢　事務局に、審議官五人以内を置き、審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第七条関係）
㈣　事務局に、参事官一〇人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第八条関係）
4　本部長補佐等の勤務の形態
本部長補佐等は、その充てられる者の占める職が非常勤の職であるときは、非常勤とすることとした。（第九条関係）
5　本部の組織の細目
この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めることとした。（第一〇条関係）
6　本部の運営
この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定めることとした。（第一一条関係）
7　この政令は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二八年法律第一一五号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二九年三月二四日）から施行することとした。

―――――――――

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（防衛省）
1　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が四級の職員に係る昇給及び管理職員特別勤務手当について定めることとした。（第六条の一五及び第一一条の二関係）
2　子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について定めることとした。（第八条の七及び第八条の八関係）
3　自衛官に係る扶養手当の月額及び勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）
4　特地勤務手当の支給される官署の級別区分等の見直しに伴い、防衛大臣が定める官署に勤務する職員の特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額について経過措置を設けることとした。（原始附則第一七項～第二一項関係）
5　国の行政機関の内部部局の業務等に従事する職員に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改めることとした。（別表第四の二関係）
6　扶養手当の見直しに伴い、平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日までの間において子以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が三、五〇〇円となる職員について定めることとした。（附則第二項関係）
7　その他所要の規定の整備を行うこととした。
8　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

―――――――――

政　令

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を次のように改める。

（総務部の分課）

第五十七条　総務部に、次の二課を置く。

総務課

人事教育課

第五十八条中第十二号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十二号とし、第二十三号を第十三号とし、第二十四号を第十四号とし、第二十五号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　部内の事務の総括に関すること。

第五十八条第二十六号を同条第十七号とする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（人事教育課）

第五十八条の二　人事教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

三　幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

四　幕僚監部の職員の表彰に関すること。

五　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること。

六　行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第三課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

七　捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

八　統合幕僚学校に関すること。

九　幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

十　幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。